

【交付書面】
証券コード 4998
2026年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fumakilla.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4998/teiji/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
当社広島工場会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役16名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

お身体が不自由な株主様へ

当日の車いすのサポートや座席への誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合や、同伴の方がいらっしゃる場合には、前日までにご連絡をお願い申し上げます。また、車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませの上お越しく下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

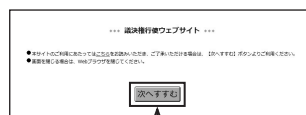
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

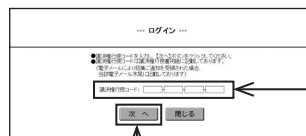
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

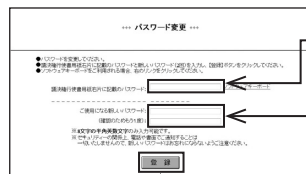
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）のわが国経済は、賃上げによる消費の持ち直しや円安是正の動きが見られた一方、輸出の停滞やコスト高止まりにより一進一退で推移しました。世界経済は、米国の関税政策に伴う通商緊張や中国の内需低迷が下押し圧力となったものの、欧州では物価鎮静化により景気が緩やかに回復するなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、それぞれの国に最適な高効力・高品質の商品を提供し、世界中のより多くの人々に安心を届けることを目指しています。

特に、この数年でグループ全体の事業領域と欧州展開をはじめとする地理的な拡大が進んだため、それらの経営基盤強化と事業展開のスピードアップを積極的に進めてまいりました。

その結果、連結売上高は前年同期比4.8%増の773億66百万円（為替変動の影響を除くと1.8%増）となりました。

国内売上は、家庭用品がアルコール除菌剤やアレルシャットの新製品が好調で伸長した一方で、殺虫剤、園芸用品が減収となったことから、266億33百万円となりました。

一方、海外売上は、東南アジアの主要国に加えてイタリア・メキシコなどで現地通貨ベースで前年を上回り、円貨ベースでは円安の影響も受けた結果、507億33百万円（為替変動の影響を除くと5.1%増）となりました。

次に、売上原価は、前年同期比21億31百万円増加し534億34百万円、売上原価率は69.1%となり、前年同期より0.4ポイント減となりました。売上総利益は239億32百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

販管費につきましては、販促経費、人件費等が増加した結果、前年同期比9.2%増の217億41百万円となりました。

これらの結果、営業利益は21億90百万円（前年同期比17.2%減）、経常利益は22億62百万円（前年同期比10.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は12億6百万円（前年同期比17.5%減）となりました。

次に、商品部門別の外部売上高の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	60,157	63,189	3,031	5.0
家庭用品	1,973	2,281	308	15.6
園芸用品	4,256	4,162	△94	△2.2
防疫剤	1,436	1,523	86	6.1
その他	6,030	6,208	178	3.0
合計	73,854	77,366	3,511	4.8

殺虫剤部門

殺虫剤部門の売上高は、国内におきましては、春先の天候が悪く市場の立ち上がりが遅れたことや、価格改定により売上数量が減少したことから、127億43百万円（前年同期比15億98百万円減、11.1%減）となりました。

海外におきましては、東南アジアでは現地通貨ベースで主要各国とも前期を上回り、円貨ベースでも国によって円高・円安に分かれていましたが、いずれの国においても前期を上回り、また欧州でも現地通貨で前期を上回り、円安の影響も加わったことから504億46百万円（前年同期比46億30百万円増、10.1%増）となりました。

国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は631億89百万円（前年同期比30億31百万円増、5.0%増）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門の売上高は、主力のアルコール除菌剤やアレルシャットの売上が好調だったことなどから22億81百万円（前年同期比3億8百万円増、15.6%増）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門の売上高は、第4四半期の除草剤市場が非常に好調だったことから売上が拡大しましたが、第1四半期の天候不順による売上減を補うまでには至らなかったことから、41億62百万円（前年同期比94百万円減、2.2%減）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、15億23百万円（前年同期比86百万円増、6.1%増）となりました。

その他の部門の売上高は、62億8百万円（前年同期比1億78百万円増、3.0%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資は、新製品関連の生産設備並びに金型等、総額30億円の投資を行い、所要資金は自己資金で充ちました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

赤道近くの国々では、蚊が媒介するマラリアやデング熱などの感染症でいまだに多くの命が奪われています。そこでは、殺虫剤は命を守るための必需品です。

当社グループは、経営理念のもと、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献する商品を提供しています。このことは当社グループの事業そのものがSDGsの目標3、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のターゲット3.3「2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。」を実践していることに他なりません。

世界全体が様々な要因によって不確実性を増しており、景気の先行きは見通せない状況のなか、当社グループは経営理念を実現するため、それぞれの国に最適な高効力・高品質の商品を提供し、世界中のより多くの人々に安心を届けることを目指しています。

特に、この数年でグループ全体の事業領域と欧州展開をはじめとする地理的な拡大が進んだため、それらの経営基盤強化と事業展開のスピードアップを積極的に進めてまいります。

これからも、多様なリスクが複雑に絡み合う状況に対し、より柔軟に対応するため、様々な経営課題に取り組んでまいります。

(日本のフマキラーグループの課題)

当社グループは、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量ができるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するため、当社広島工場内に研究開発棟及び生産設備から構成されるブレーンズ・パーク広島の建設・拡充を進めております。

特に研究開発棟は中長期的に新たな価値を創り出す拠点としてフマキラーグループの未来を担います。私たちは、こうした研究開発環境の改革を通じて、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品を提案し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、外来生物に対しては、既に日本に定着しているアルゼンチンアリやクビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、抵抗性トコジラミ（ネッタイトコジラミ）といった害虫の防除に繋がる製剤開発のみならず、次々に侵入が確認されるヒアリ等の外来生物の水際対策法の確立といった予防策の立案にも注力し、官公庁や各自治体、公共機関等とも連携しつつ日本の生態系を守る研究開発を推進してまいります。

（海外のフマキラーグループの課題）

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持てる経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリアの子会社で製造販売または販売を行っています。また、中南米・中近東の2ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

イタリアにおいて、2021年に「FUMAKILLA EUROPE S.R.L.」の操業を開始し、2022年には「ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.」を株式取得によって子会社化しました。これらはそれぞれの強みを発揮することで、欧州市場における当社の事業基盤強化に貢献しております。

海外商品の研究開発は、日本以外ではインドネシア、マレーシア、ベトナム、イタリアで研究開発を行っており更なる強化をしております。

今後も、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

（収益力と財務状況の改善）

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

（エステー株式会社との協業の推進）

当社はエステー株式会社と資本業務提携を行っております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2022.4~2023.3)	第 75 期 (2023.4~2024.3)	第 76 期 (2024.4~2025.3)	第 77 期 (2025.4~2026.3) 当連結会計年度
売 上 高(百万円)	61,712	67,672	73,854	77,366
経 常 利 益(百万円)	2,315	2,798	2,520	2,262
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	668	1,377	1,462	1,206
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	40円58銭	83円58銭	88円77銭	73円24銭
総 資 産(百万円)	57,370	62,366	64,970	68,556
純 資 産(百万円)	22,890	25,602	27,723	29,327

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 広 産 業 株 式 会 社	30百万円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10百万円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160百万円	50.0%	防疫剤の販売、シロアリ施工工事等
F S ブ ル ー ム 株 式 会 社	90百万円	100.0%	種苗、花卉製品の製造販売
P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A	10百万米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D	75百万ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V .	9百万ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d .	75百万リギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有 子会社の統括管理
F u m a k i l l a M a l a y s i a B e r h a d	40百万リギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d .	8百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d .	220百万バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A M Y A N M A R L T D .	6百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
Z A P I I N D U S T R I E C H I M I C H E S . P . A .	3,000千ユーロ	90.0%	殺虫剤の製造販売
T R E Z E T A I M M O B I L I A R E S . R . L .	10千ユーロ	100.0%	不動産の賃貸事業
F U M A K I L L A E U R O P E S . R . L .	800千ユーロ	100.0%	殺虫剤の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府大阪市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

⑤ F S ブルーム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT. FUMAKILLA INDONESIA、PT. FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Berhad、Fumakilla Asia Sdn. Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ FUMAKILLA MYANMAR LTD.、Vape Myanmar Limited：ミャンマー

⑧ FUMAKILLA EUROPE S.R.L.、ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.、
TREZETA IMMOBILIARE S.R.L.：イタリア

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,529名	31名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241名	1名減	41.8歳	14.3年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(36名)を含まず、また嘱託、契約社員、パートタイマー192名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	6,937
株式会社広島銀行	5,825
株式会社もみじ銀行	1,700
株式会社中国銀行	1,210
Banca Nazionale del Lavoro	416
株式会社四国銀行	380
株式会社伊予銀行	380
みずほ信託銀行株式会社	260
Unicredit S.p.A.	167
りそなプルダニア銀行	163
Credito Emiliano S.p.A.	135

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式10,853株を含む。)
- (3) 株主数 23,394名
- (4) 大株主 (上位10名)

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
エ ス テ ー 株 式 会 社	1,728	10.48
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.48
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.40
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
福 山 通 運 株 式 会 社	300	1.82
大 下 一 明	285	1.73
大 下 俊 明	259	1.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	244	1.48

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 下 一 明	
代表取締役専務	加 藤 孝 彦	国内営業本部長 フマキラー・トータルシステム株式会社 取締役 FSブルーム株式会社 取締役
常 務 取 締 役	Dato' Brian Tan Guan Hooi	Fumakilla Asia Sdn. Bhd. プレジデント & CEO Fumakilla Malaysia Berhad プレジデント & CEO FUMAKILLA MYANMAR LTD. 会長(Chairman) Vape Myanmar Limited 会長(Chairman) Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長(Chairman) FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 会長(Chairman)
常 務 取 締 役	力 石 敬 三	PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 会長 兼 CEO
常 務 取 締 役	村 元 俊 亮	国際本部長 ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A. 代表取締役社長 TREZETA IMMOBILIARE S.R.L. 代表取締役社長 FUMAKILLA EUROPE S.R.L. 取締役 FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V. 取締役
取 締 役	井 上 裕 章	広島工場長 兼 生産本部長 日広産業株式会社 代表取締役専務 大下製菓株式会社 代表取締役社長

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	郷 原 和 哉	管理本部長 FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 取締役 FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V. 取締役 ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A. 取締役 PT. FUMAKILLA NOMOS プレジデントコミサリス
取	締	役	土 井 将 和	国内営業副本部長 兼 首都圏支店長
取	締	役	杉 山 隆 史	Fumakilla Asia Sdn. Bhd. 取締役 Fumakilla Malaysia Berhad 取締役 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 取締役副会長
取	締	役	中 野 佳 信	
取	締	役	國 富 純	
取	締	役	古 屋 雅 弘	

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	安 倍 寛 信	ヤマエグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
取	締	役	的 場 稔	
取	締	役	武 井 康 年	弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士
取	締	役	三 宅 稔 子	小森法律事務所 弁護士
取	締	役	吉 島 亨	大下産業株式会社 非常勤顧問
常 勤	監 査	役	田 辺 由 來 夫	
監	査	役	嶋 田 洋 秀	
監	査	役	小 松 原 浩 平	公認会計士小松原会計事務所 公認会計士
監	査	役	溝 下 博	学校法人石田学園広島経済大学 教授

- (注) 1. 取締役中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏及び吉島亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役嶋田洋秀氏、小松原浩平氏及び溝下博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小松原浩平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏、監査役嶋田洋秀氏、小松原浩平氏及び溝下博氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役については300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は、以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、年1回支給する「賞与」で構成され、「賞与」は、当該事業年度の当社の当期純利益及びその他諸般の事情を勘案して支給総額を決定しております。当該指標を採用している理由としましては、当期純利益が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられることから、当該指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。

各取締役への配分については、当社の定める基準に基づき、取締役会で決議することとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

なお、業績連動報酬等の各取締役への配分については、当社の定める基準に基づいて算出した金額を基に、取締役会で決議することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	223	223	-	-	17
(うち社外取締役)	(46)	(46)	(-)	(-)	(8)
監 査 役	30	30	-	-	4
(うち社外監査役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(3)
合 計	253	253	-	-	21
(うち社外役員)	(59)	(59)	(-)	(-)	(11)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名(うち社外取締役6名)であります。
 3. 監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役3名)であります。
 4. 基本報酬の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額45百万円(取締役17名に対し42百万円(うち社外取締役8名に対し7百万円)、監査役4名に対し2百万円(うち社外監査役3名に対し0百万円))が含まれております。

5. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 b.業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。なお、当事業年度は業績連動報酬等を支給していません。
6. 取締役会は、代表取締役社長大下一明氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当する事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
当社と以下の兼職先との間には、何れも特別の関係はありません。
 - (a) 安倍寛信氏
ヤマエグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
 - (b) 武井康年氏
弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士
 - (c) 三宅稔子氏
小森法律事務所 弁護士
 - (d) 吉島亨氏
大下産業株式会社 非常勤顧問
 - (e) 小松原浩平氏
公認会計士小松原会計事務所 公認会計士
 - (f) 溝下博氏
学校法人石田学園広島経済大学 教授

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	中 野 佳 信	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	國 富 純	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	古 屋 雅 弘	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	安 倍 寛 信	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	的 場 稔	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	武 井 康 年	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	三 宅 稔 子	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	吉 島 亨	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	嶋 田 洋 秀	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	小 松 原 浩 平	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	溝 下 博	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT. FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn. Bhd.、Fumakilla Malaysia Berhad、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS他7社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

・当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

・当社は、当社の前身である大下回春堂の1924年の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内主要連結子会社4社及び海外主要連結子会社12社（所在国：インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリア）で製造販売または販売を行い、中南米・中近東の2ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

・当社グループは、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界最長の電池式虫よけ「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。

・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・また、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。
- ・当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。
- ・このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、2024年5月17日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月27日開催の第75期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、2027年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・現プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様によって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。
- ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、現プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断及び当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が現プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、現プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。
- ・現プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。
- ・また、現プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又

は不発動の決議を行うものとされております。

- ・その他現プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト
(アドレスhttps://www.fumakilla.co.jp/corporate/2024/05/75_kabushiki_20240517.pdf) をご参照
下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう現プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、現プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,596	流動負債	33,826
現金及び預金	9,823	支払手形及び買掛金	7,556
受取手形	16	電子記録債権	1,610
売掛金	17,322	短期借入金	16,084
電子記録債権	858	1年内返済予定の長期借入金	462
商品及び製品	10,280	リース債権	86
仕掛品	729	未払金	4,161
原材料及び貯蔵品	4,303	未払法人税等	237
返品資産	631	賞与引当金	894
その他の他	1,815	返金負債	1,983
貸倒引当金	△184	その他	749
固定資産	22,959	固定負債	5,401
有形固定資産	12,271	長期借入金	1,545
建物及び構築物	5,863	リース債権	303
機械装置及び運搬具	2,682	繰延税金負債	1,534
工具・器具及び備品	444	退職給付に係る負債	921
土地	1,976	役員退職慰労引当金	517
リース資産	90	執行役員退職慰労引当金	18
使用権資産	733	資産除去債務	34
建設仮勘定	480	その他	526
無形固定資産	2,679	負債合計	39,228
のれん	865	(純資産の部)	
商標	611	株主資本	20,749
その他	1,201	資本剰余金	3,698
投資その他の資産	8,009	資本剰余金	4,659
投資有価証券	6,071	利益剰余金	12,402
繰延税金資産	936	自己株式	△10
退職給付に係る資産	221	その他の包括利益累計額	6,067
その他	962	その他有価証券評価差額金	2,700
貸倒引当金	△182	為替換算調整勘定	3,325
資産合計	68,556	退職給付に係る調整累計額	40
		非支配株主持分	2,510
		純資産合計	29,327
		負債・純資産合計	68,556

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	77,366
売上	53,434
販売費及び一般管理費	23,932
営業外収益	21,741
営業外費用	2,190
受取利息及び配当	338
不動産技術指の	47
支為そ	5
営業外費用	45
経常利益	182
特別利益	192
特別損失	311
税金等調整前当期純利益	42
法人税、住民税及び事業税	12
当期純利益	29
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	16
	1,028
	△152
	1,409
	202
	1,206

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,117	流動負債	23,388
現金及び預金	645	支払手形	43
受取手形	16	買掛金	2,133
売掛金	9,217	短期借入金	1,608
商品及び製品	294	1年内返済予定長期借入金	15,743
仕掛品	5,389	リース負債	105
原材料及び貯蔵品	575	未払金	22
返品資産	1,472	未払法人税等	1,520
前払費用	1,472	返金負債	56
前未収の当座貸倒引当金	539	預賞設そ	1,809
固定資産	24,389	備関係の支払手形	20
有形固定資産	5,869	固定負債	274
建物	2,734	長期借入金	48
構築物	346	役員退職慰労引当金	1
機械及び装置	581	執行役員退職慰労引当金	848
車両及び運搬具	24	リース負債	429
工具・器具及び備品	293	長期未払金	18
土地	1,591	資産除却負債	67
リース資産	90	繰延税金負債	14
建設仮勘定	208	負債合計	25,914
無形固定資産	46	(純資産の部)	
商標	2	株主資本	15,892
電話加入権	5	資本剰余金	3,698
ソフトウェア	37	資本準備金	5,585
投資その他の資産	18,473	その他の資本剰余金	600
投資有価証券	6,027	利益剰余金	4,984
関係会社株	12,010	利益準備金	6,618
長期前払費用	115	利益剰余金	323
前払年金費用	125	その他利益剰余金	6,294
その他の引当金	689	別途積立金	5,320
貸倒引当金	△494	繰越利益剰余金	974
資産合計	44,506	自己株式	△10
		評価・換算差額等	2,700
		その他有価証券評価差額金	2,700
		純資産合計	18,592
		負債・純資産合計	44,506

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	24,055
原価	17,725
総一般管理費	6,329
及び	7,059
営業外損	729
受取利息及び配当	1,114
受不技術	36
その他	748
営業外費用	73
支払利息	104
その他	30
経常利益	1,109
特別利益	29
特別損失	0
固定資産除売却損	16
貸倒引当金繰入	110
税金引前当期純利益	127
法人税、住民税及び事業税	119
法人税等調整額	2
当期純利益	1,011
	888

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森島拓也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高藤顕広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森島 拓也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高藤 顕広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までにおける第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ㊟

社外監査役 嶋 田 洋 秀 ㊟

社外監査役 小松原 浩 平 ㊟

社外監査役 溝 下 博 ㊟

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、業績の動向及び将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第77期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は395,499,528円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	450,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	450,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役17名全員の任期が満了になります。つきましては、機動的な意志決定を行うことができるよう1名減員し、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお しも かず あき 大 下 一 明 (1958年5月16日)	1984年4月 当社 入社 1998年6月 当社 取締役 営業本部長 2000年6月 当社 常務取締役 営業本部長 2001年6月 当社 代表取締役常務 2005年4月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2012年9月 当社 代表取締役社長 現在に至る	285,181株
	【取締役候補者とした理由】 大下一明氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、2005年から当社代表取締役社長として経営を担っております。その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とコーポレートガバナンス強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
	【特別の利害関係】 大下一明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	か とう たか ひこ 加 藤 孝 彦 (1961年12月5日)	1985年 4 月 エステー化学株式会社（現 エステー株 式会社） 入社 2007年 4 月 同社 執行役 東京支店長 2010年 4 月 同社 常務執行役 営業本部長 2013年10月 同社 常務執行役 関連会社統括担当 兼 エステートレーディング株式会社 代表取締 役社長 2020年 4 月 当社 入社 常務執行役員 国内営業 管掌 2020年 6 月 当社 常務取締役 2021年 1 月 当社 常務取締役 国内営業本部長 2021年 4 月 FSブルーム株式会社 取締役 2022年 6 月 当社 代表取締役専務 国内営業本部長 現在に至る 2025年 2 月 フマキラー・トータルシステム株式会社 取締役 現在に至る	21,058株
<p>【取締役候補者とした理由】 加藤孝彦氏は、他の企業の経営者として豊富な経験と実績を有しているとともに、当社入社後は国内営業本部長を務めております。同氏の経験と知識、能力を活かし、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を担うことを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
<p>【特別の利害関係】 加藤孝彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	氏名 Dato' Brian Tan Guan Hooi (1969年9月23日)	2005年1月 Fumakilla Malaysia Berhad プレジデント & CEO 現在に至る 2013年4月 Texchem Resources Bhd. プレジデント & グループCEO 2018年3月 Texchem Resources Bhd. 副会長 2019年1月 Fumakilla Asia Sdn. Bhd. プレジデント & CEO 現在に至る 2022年6月 当社 常務取締役 現在に至る Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長(Chairman) 現在に至る Vape Myanmar Limited 会長(Chairman) 現在に至る FUMAKILLA MYANMAR LTD. 会長(Chairman) 現在に至る FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 会長(Chairman) 現在に至る	一株
【取締役候補者とした理由】 Dato' Brian Tan Guan Hooi氏は、他の海外企業、海外子会社の経営者として経営に携わり取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績及び保有している公認会計士資格（マレーシア、オーストラリア）が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 Dato' Brian Tan Guan Hooi氏はFumakilla Malaysia Berhadのプレジデント & CEOを兼務し、同社は当社の販売先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	ちから いし けい ぞう 力 石 敬 三 (1955年3月8日)	1978年4月 ユニチャーム株式会社 入社 2004年6月 株式会社CFSコーポレーション 入社 2008年3月 エステー株式会社 入社 2013年4月 当社 入社 海外事業部付部長 2013年7月 PT. FUMAKILLA INDONESIA 取締役 2013年10月 PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 現在に至る 2015年6月 当社 取締役 2018年3月 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 2018年5月 当社 取締役 国際副本部長 2022年6月 当社 常務取締役 現在に至る 2023年4月 PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 現在に至る 2025年1月 Fumakilla (Thailand) Ltd. 会長 兼 CEO 現在に至る	10,560株
【取締役候補者とした理由】 力石敬三氏は、他の企業において海外勤務の経験が長く、当社でもアジア海外子会社の経営者として、長年にわたり海外事業に携わっています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 力石敬三氏は、PT. FUMAKILLA NOMOSの代表取締役社長及びFumakilla (Thailand) Ltd.の代表取締役会長兼CEOを兼務し、両社は当社の仕入先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	村元俊亮 (1970年11月2日)	1999年6月 当社入社 2013年7月 Fumakilla Vietnam Pte., Ltd. 代表取締役社長 2015年6月 当社取締役 2017年4月 FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 取締役会長 2020年1月 Fumakilla Vietnam Pte., Ltd. 代表取締役会長 Fumakilla Asia Sdn. Bhd 取締役 Fumakilla Malaysia Berhad 取締役 FUMAKILLA MYANMAR LTD. 取締役 2022年6月 当社 常務取締役国際本部長 現在に至る FUMAKILLA EUROPE S.R.L. 取締役 現在に至る FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V. 取締役 現在に至る 2023年11月 ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A. 代表取締役社長 現在に至る TREZETA IMMOBILIARE S.R.L. 代表取締役社長 現在に至る	10,397株
【取締役候補者とした理由】 村元俊亮氏は、海外子会社のベトナム現地法人の社長を務める等、長年にわたり海外事業に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 村元俊亮氏は、ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.、TREZETA IMMOBILIARE S.R.L.の代表取締役社長を兼任し、両社は当社の販売先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	井上裕章 (1965年9月19日)	1988年4月 当社 入社 2005年4月 当社 開発研究部長 2012年5月 当社 生産本部長 2013年5月 日広産業株式会社 代表取締役専務 現在 に至る 大下製薬株式会社 代表取締役専務 2013年6月 当社 取締役 広島工場長 兼 生産本部長 現在に至る 2017年5月 大下製薬株式会社 代表取締役社長 現在 に至る	19,943株
【取締役候補者とした理由】 井上裕章氏は、生産部門、品質本部の担当役員として経営に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 井上裕章氏は、日広産業株式会社の代表取締役専務及び大下製薬株式会社の代表取締役社長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	郷原和哉 (1956年2月3日)	1979年4月 エステー化学工業株式会社(現 エステー株式会社)入社 2012年9月 同社 経営管理部門 人事・総務グループ マネージャー 2020年1月 当社 入社 執行役員 管理副本部長 2020年6月 当社 取締役 管理本部長 現在に至る 2023年10月 PT. FUMAKILLA NOMOS プレジデントコミサリス 現在に至る FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 取締役 現在に至る FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V. 取締役 現在に至る ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A 取締役 現在に至る	5,845株
		【取締役候補者とした理由】 郷原和哉氏は、他の企業において経営管理・人事・財務の部門の担当幹部として経営に携わっており、これまでの豊富な経験とコンプライアンス推進における能力と知見が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
		【特別の利害関係】 郷原和哉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	
8	土井将和 (1963年11月2日)	2015年10月 フマキラー・トータルシステム株式会社 営業部開発部長 2017年4月 当社 入社 執行役員 東京支店 部長 2022年6月 当社 取締役 国内営業副本部長 兼 首都圏支店長 現在に至る	3,041株
		【取締役候補者とした理由】 土井将和氏は、当社入社後も国内営業担当として経営に携わっております。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
		【特別の利害関係】 土井将和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	すぎやま たか し 杉山隆史 (1963年8月19日)	1992年10月 当社 入社 2012年5月 当社 開発本部長 2017年1月 PT. FUMAKILLA INDONESIA 常務取締役 2021年12月 当社 執行役員 PT. FUMAKILLA INDONESIA 常務取締役 兼 海外開発部 部長 2022年6月 当社 取締役 開発本部長 2023年11月 当社 取締役 兼 Fumakilla Asia Sdn. Bhd. 取締役 現在に至る Fumakilla Malaysia Berhad 取締役 現在に至る 2024年4月 Fumakilla Vietnam Pre., Ltd. 取締役副会長 現在に至る	1,949株
【取締役候補者とした理由】 杉山隆史氏は、国内・海外の開発部門において豊富な経験を有するとともに、海外子会社のインドネシア現地法人の常務取締役も経験し、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
【特別の利害関係】 杉山隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
10	くに とみ じゅん 國富純 (1951年5月12日)	1975年3月 株式会社ジェイ・エム・エス 入社 2001年6月 同社 取締役 営業統括責任者 2005年6月 同社 取締役 海外事業統括部長 2011年6月 同社 取締役 生産統括部長 2019年6月 同社 常務理事 2020年4月 同社 顧問 2020年6月 当社 社外取締役 現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 國富純氏は、他の企業において海外、生産部門を中心に役員としての幅広い経験と実績を有しており、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。			
【特別の利害関係】 國富純氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
11	ふる や まさ ひろ 古 屋 雅 弘 (1957年7月21日)	1980年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2005年2月 株式会社みずほ銀行 広島支店長 2009年1月 日本土地建物株式会社 入社 2015年11月 同社 常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 2016年1月 同社 上席常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 2021年4月 中央日本土地建物株式会社 顧問 兼 中央日土地ソリューションズ株式会社 顧問 シニアエグゼクティブアドバイザー 2021年6月 当社 社外取締役 現在に至る 2023年5月 瀬戸建設株式会社 顧問	2,667株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 古屋雅弘氏は、他の企業の経営者として豊富な経験と見識を有しており、それらを活かして当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			
<p>【特別の利害関係】 古屋雅弘氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	あ べ ひろ のぶ 安 倍 寛 信 (1952年5月30日)	1975年4月 三菱商事株式会社 入社 2007年4月 三菱商事株式会社 執行役員 関西支社副 支社長兼 中国支社長 2010年4月 同社 執行役員 九州支社長 2012年6月 三菱商事パッケージング株式会社 代表 取締役社長執行役員 2021年4月 同社 取締役 顧問 2021年6月 ヤマエ久野株式会社 取締役監査等委員 2021年10月 ヤマエグループホールディングス株式 会社 社外取締役監査等委員 現在に至る 2022年6月 当社 社外取締役 現在に至る	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>安倍寛信氏は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験と実績を有しており、社外取締役として、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			
<p>【特別の利害関係】</p> <p>安倍寛信氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
13	的場 稔 <small>まの ば みのる</small> (1960年11月21日)	1983年 4月 日本農薬株式会社 入社 2000年 5月 ノバルティス アグロ株式会社 (現 シンジェンタジャパン株式会社) 入社 2004年 4月 シンジェンタジャパン株式会社 クロ ププロテクション営業本部 札幌事務所 長 2005年10月 米国シンジェンタ プロフェッショナル プロダクツ部 勤務 2006年 4月 シンジェンタジャパン株式会社 プロフ ェッショナル プロダクツ部長 2010年 7月 同社 執行役員 ローン アンド ガーデン 事業本部長 2017年10月 同社 代表取締役社長 兼 シンジェンタ 北東アジア地区総支配人 2023年 9月 同社 代表取締役会長 2024年 4月 FSブルーム株式会社 社外取締役 現在 に至る 2024年 6月 当社 社外取締役 現在に至る 2024年 9月 シンジェンタジャパン株式会社 取締役 会長	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 的場稔氏は、他の企業の代表取締役として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識を当社の経営に活かし、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			
【特別の利害関係】 的場稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	武井康年 (1951年4月2日)	1979年4月 弁護士登録 現在に至る 2005年6月 広島ガス株式会社 社外監査役 2011年6月 株式会社広島銀行 社外監査役 2011年7月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長 弁護士 2020年1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 現在に至る 2020年6月 当社 社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 武井康年氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。		
	【特別の利害関係】 武井康年氏は弁護士であり、2012年6月から2020年5月まで当社から顧問契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また、当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。		
15	三宅稔子 (1980年9月17日)	2013年12月 弁護士登録 現在に至る 2015年4月 小森法律事務所弁護士 現在に至る 2020年6月 当社 社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 三宅稔子氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。		
	【特別の利害関係】 三宅稔子氏は2019年6月から2020年5月まで外部弁護士として当社の内部通報窓口を担当し、外部機関としての業務委任契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と業務委任契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
16	よし じま とうる 吉 島 亨 (1957年12月2日)	1981年 4月 大下産業株式会社 入社 1992年10月 同社 取締役業務部長 2004年10月 同社 常務取締役 2014年 8月 同社 非常勤顧問 現在に至る 2019年 6月 当社 社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉島亨氏は、他の企業の役員として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識を当社の経営に活かし、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。		
	【特別の利害関係】 吉島亨氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
- 役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます中野佳信氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名 <small>ふりがな</small>	略歴
中 野 佳 信 <small>なかのよし のぶ</small>	2020年6月 当社社外取締役 現在に至る

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月27日開催の第74期定時株主総会において補欠の監査役として武澤薫氏を選任いただきましたが、その効力を監査役会の同意を得て取締役会の決議により取り消した上で、新たに監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
拓植義勝 (1965年5月11日)	1987年9月 大下産業株式会社入社 2007年6月 同社生産部次長 2012年4月 PT.OSIMO INDONESIA 常務取締役 2014年10月 大下産業株式会社 常務取締役 2017年3月 同社常務取締役 業務部長 2020年9月 同社常務取締役 管理本部長 2025年11月 同社常務取締役 生産本部長 現在に至る	一株

- (注) 1. 拓植義勝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 拓植義勝氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきた他の企業における役員の豊富な経験及び知識を当社の監査体制に活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンス強化が期待できるためであります。
3. 拓植義勝氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。拓植義勝氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

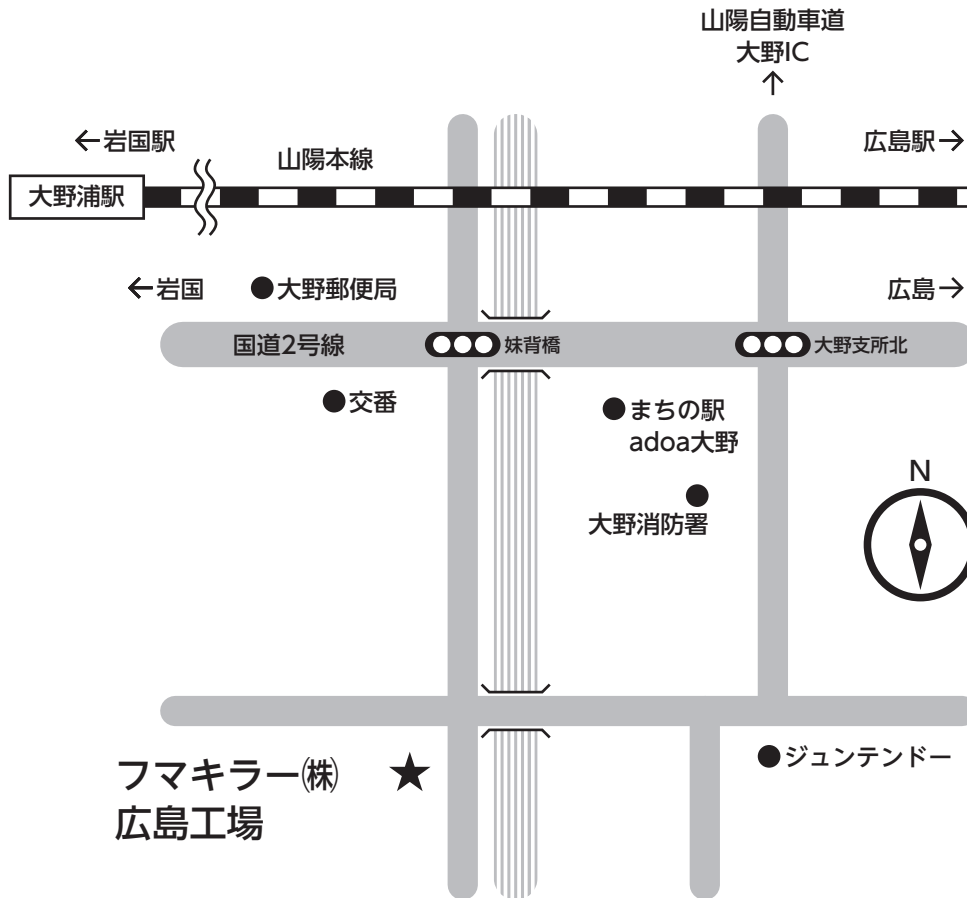
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



○宮島口駅より車で15分。
大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4998/>



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。